

安全データシート (SDS)

作成日 : 令和5年7月14日

更新日 : 令和5年7月28日

1. 製品及び会社情報

製品名 : ニンジャコート (主剤)
会社 : 株式会社ガイアート
担当部門 : 技術研究所
住所 : 茨城県つくばみらい市小絹216-1
Tel : 0297(52)4751
Fax : 0297(52)2579

推奨用途及び使用上の制限 : コンクリート舗装、アスファルト舗装のひび割れ補修および目地充填。

2. 危険物有害性の要約

[GHS分類]

環境に対する有害性 水生環境有害性 短期 (急性) : 区分3
水生環境有害性 長期 (慢性) : 区分3

※上記に記述がない危険有害性については、区分外、または分類対象外、分類できない。

[GHSラベル要素]

「シンボル」 : 無し
「注意喚起語」 : 無し
「危険有害性情報」 : 長期継続的影響により水生生物に有害
「注意書き」
安全対策 : 環境への放出を避けること。
応急措置 : なし。
保管 : なし。
廃棄 : 内容物/容器を該当法規に従い、都道府県知事に許可された産業廃棄物処理業者に委託し、廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
化学名または一般名 : ゴムアスファルト乳剤
成分及び含有量

成分名	含有量(%) [代表値]	官報公示 整理番号	CAS No.
石油アスファルト	48~57	9-1720(化審法)	8052-42-4
スチレン・ブタジエン共重合体	13~22	非公開	非公開
水等	23~33	非公開	非公開

4. 応急措置

吸入した場合 : 気分が悪くなった場合、空気の清浄な場所に移り安静にする。
皮膚に付着した場合 : 多量の水および石鹸で洗い流す。症状が出た場合は、必要に応じて医師の診断を受ける。

- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な流水で15分以上注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続け、医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 速やかに医師の診断を受ける。
- 予想される急性症状及び遅延性症状 : 情報なし。
- 最も重要な兆候および症状 : なし

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水・炭酸ガス・ドライケミカル等一般消火剤
- 使ってはならない消火剤 : 特になし。
- 火災時の特有な危険有害性 : 特になし。
- 特有の消火方法 : 製品乾燥物に着火した場合は、注水・水噴霧・ドライケミカル等一般消火剤を使用し、消火は風上から行う。
- 消化を行う者の保護 : 適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 :
- ・出来るだけ直接皮膚に触れないようにし、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。
- 環境に対する注意事項 :
- ・万一、公共水域へ流出した場合は、必要に応じて所轄の消防署、警察署等の監督官庁へ届け出て下さい。
 - ・本製品は河川・湖沼等に流入すると少量でも広範囲にわたり汚濁させる。
 - ・河川・湖沼等公共水域及び下水への流入は絶対に避ける。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 :
- ・漏出源を遮断し、漏れを止める。
 - ・少量の場合、乾燥砂・オガクズ・ウエス等に吸収させ回収する。
 - ・大量の場合には盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから回収する。
- 二次災害の防止 : 特になし

7. 取扱いおよび保管上の注意

「取扱い」

- 技術的対策 : 容器から漏れ出さないようにし、保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 特になし。
- 安全取扱い注意事項 : 取り扱い後、うがいをし石鹸で手を洗うこと。

「保管」

- 安全な保管条件 : 直射日光を避け、凍結を避けるために密閉容器で5～40℃の室内に保管する。
- 安全な容器包装材料 : 製品使用の容器に準ずる。

8. 暴露防止措置

「設備対策」	: 使用に当っては換気を良くする。 : 換気の悪い場所で使用する場合、換気装置を設置する。 : 取扱い場所の近くに洗眼、水洗設備を設置することが望ましい。
「管理濃度」	: 設定されていない。
「許容濃度」	: ACGIH 時間荷重平均 (TWA) 値 0.5mg/m ³
「保護具」	
呼吸用保護具	: 特になし。
手の保護具	: ゴム又は樹脂製が良い。
目の保護具	: ガラス又は樹脂製のゴーグルタイプが良い。
皮膚及び身体の保護具	: 厚手の布製で長袖、長ズボンを着用することが望ましい。
衛生対策	: 作業後、手をよく洗い、うがいをしてから喫煙、飲酒等をする。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 黒色液体
臭い	: ラテックス臭
pH	: 10.5
融点・凝固点	: 113.5°C (石油アスファルト)
沸点、初留点および沸騰範囲	: 100°C
引火点	: 354°C (石油アルファルト)
爆発限界	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度(空気=1)	: データなし
密度/相対密度	: 約1.0 g/cm ³ (23°C)
溶解度	: 水と接触すると凝集する。
オクタノール/水分係数	: 6(石油アスファルト)
自然発火温度	: 480°C (石油アスファルト)
分解温度	: データなし
臭いの閾値	: データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	: データなし
燃焼性(固体、ガス)	: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 室温では安定。
危険有害反応可能性	: 水と接触すると凝集する。
避けるべき条件	: 加熱・高温・直射日光・氷点下
混融危険物質	: 水禁忌物質と同一場所での保管は避ける。

11. 有害性情報

急性毒性	: 石油アスファルトとして
経口	LD50 > 5,000 mg/kg (ラット)
経皮	LD50 > 2,000 mg/kg (ラビット)
皮膚腐食/刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: データなし
呼吸感作性	: データなし
皮膚感作性	: データなし

発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	: データなし
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	: データなし
誤えん有害性	: データなし

※その他省略した項目は区分に該当しない/分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性 (魚類)	: LC50 > 100mg/l-96hr(ヒメダカ) (スチレン・ブタジエン共重合体)
生態毒性 (甲殻類)	: 1.0-10mg/l-48hr (オオミジンコ)
生態毒性 (藻類)	: > 100mg/l-72hr
残留性・分解性	: 水中では、アスファルトは分散性が乏しく、浮くか沈むかである。土壌中では移動性はない。(石油アスファルト)
生体蓄積性	: アスファルトの構成成分のlog Kowは6 以上なので生体蓄積性があると判定されるが、実際には極めて水に難溶であり、このような高分子量の物質が水中生物の体内に取り込まれることは考えにくい。(石油アスファルト)
土壌中の移動度	: 土壌中では移動性はない。(石油アスファルト)

※その他省略した項目は区分に該当しない/分類できない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 焼却する場合、関連法規・法令を遵守する。廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。
汚染容器・包装	: 空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。

14. 輸送上の注意

[国内規制]	: 特になし
[国際規制]	
国連番号	: 3082
品名 (国連輸送名)	: 環境有害性物質(液体)
国連分類	: 9.その他の有害性物件
容器等級	: 3
[輸送又は輸送手段に対する特別の安全対策]	: 直射日光を避け、5~40℃で輸送する。 : 輸送前に容器の破損、腐食、漏れなどがないことを確認する。転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
[応急処置指針番号]	: 171 低、中程度の有害性物質

15. 適用法規

化審法	: 該当なし
化学物質管理促進法	: 該当なし
消防法	: 第9条の4 危険物の規制に関する政令第1条の12 別表第4「指定可燃物」可燃性固体類
労働安全衛生法:	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第57条の1、施行令第18条の1 別表第9 に規定される通知対象物 (石油アスファルト) ・ 第57条の2、施行令第18条の2 別表第9 に規定される通知対象物 (石油アスファルト) ・ 第57条の3、危険性又は有害性を調査しなければならない物質 (石油アスファルト) ・ 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質第2 類物質 (アスファルトに含まれる硫化水素) ・ 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質第3 類物質 (アスファルト加熱時に発生する一酸化炭素)
大気汚染防止法	: 該当なし
海洋汚染防止法:	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Z 類) (スチレン・ブタジエン共重合体) ・ 施行令別表第1 有害液体物質 (Y 類) (石油アスファルト)
船舶安全法	: 該当なし
航空法	: 該当なし
港則法	: 該当なし
労働基準法	: 該当なし
毒物および劇物取締法	: 該当なし

16. その他の情報

[参考文献]

- 1) 「TLV and BEIs」 ACGIH
- 2) GHS分類結果データベース 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<記載内容の取り扱い>

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

安全データシート (SDS)

作成日 : 令和5年7月14日

更新日 : 令和5年7月28日

1. 製品及び会社情報

製品名 : ニンジャコート (硬化剤)
 会社 : 株式会社ガイアート
 担当部門 : 技術研究所
 住所 茨城県つくばみらい市小絹216-1
 Tel 0297(52)4751
 Fax 0297(52)2579

推奨用途及び使用上の制限 : コンクリート舗装、アスファルト舗装のひび割れ補修および目地充填。

2. 危険物有害性の要約

〔GHS分類〕

最重要危険有害性および影響		引火性
物理化学的危険性	引火性液体	区分3
健康に対する有害性	急性毒性 (吸入 : 蒸気)	区分4
	急性毒性 (吸入 : 粉じん、ミスト)	区分4
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分2
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1
	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1
	特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分2
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分3

※上記に記述がない危険有害性については、区分外、または分類対象外、分類できない。

〔GHSラベル要素〕

「絵表示又はシンボル」



「注意喚起語」

危険

「危険有害性情報」

- ・ 引火性液体及び蒸気
- ・ 吸入すると有害 (蒸気)
- ・ 吸入すると有害 (粉じん)
- ・ 吸入すると有害 (ミスト)
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い眼刺激
- ・ 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
- ・ アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・ 呼吸器、中枢神経系、腎臓、肝臓の障害

- ・長期または反復ばく露による呼吸器、神経系の障害
 - ・水生生物に毒性
 - ・長期的影響により水生生物に有害
- 注意書き：安全対策：
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
 - ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 - ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙
 - ・容器を密閉しておくこと。
 - ・容器を接地すること/アースをとること。
 - ・防爆型の機器を使用すること。
 - ・火花を発生させない工具を使用すること。
 - ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 - ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入をしないこと。
 - ・取扱い後は手や顔をよく洗うこと。
 - ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 - ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 - ・環境への放出を避けること。
 - ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
 - ・【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。
- 応急措置：
- ・気分が悪い時は医師に連絡すること。
 - ・気分が悪い時は医師の診断/手当てを受けること。
 - ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
 - ・皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣服を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
 - ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 - ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。
 - ・皮膚刺激又は発しんが生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
 - ・眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。
 - ・呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
 - ・汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 - ・火災の場合：消火するために粉末、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂、大量の噴霧水を使用すること。
- 保管：
- ・施錠して保管すること。
 - ・換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 廃棄：
- ・内容物/容器を該当法規に従い、都道府県知事に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学名または一般名：イソシアネート基末端ウレタン樹脂混合物

分類に寄与する不純物及び安定化添加物：有用な情報なし

成分及び含有量

成分名	含有量(%)	官報公示 整理番号	CAS No.
ウレタン樹脂	55～65	既存(化審法)	非公開
メチレンビス(4,1-フェニレン) =ジイソシアネート	15	4-118(化審法)	101-68-8
ポリイソシアネート化合物	1～2	既存(化審法)	非公開
キシレン	13	3-3(化審法)	1330-20-7
エチルベンゼン	12	3-28(化審法)	100-41-4

4. 応急措置

- 吸入した場合 : ・患者を直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で寝かせる。
 ・頭痛等の異常がある場合、速やかに医師の診断を受ける。
 ・呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。
 ・呼吸困難又は呼吸が止まっている場合は、衣類を緩め、呼吸気道を確保した上で直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : ・汚染された衣類、靴等は速やかに脱ぎ捨てる、触れた部位は多量の水と石鹼で洗い流す。外観に変化が見られたり、かゆみ、炎症等の症状が出た場合は、速やかに医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合 : ・流水で最低15分以上洗眼した後、眼科医の診断を受ける。
 ・洗眼の際、まぶたを指で良く開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水が良く行き渡る様に洗浄する。
 ・コンタクトレンズを使用している場合には、固着していないかぎり取り除いて洗浄を続ける。
- 飲み込んだ場合 : ・水で口の中を良く洗浄する。
 ・被災者に意識がある場合は、可能であれば指を喉に差し込んで吐き出させる。
 ・被災者に意識がない場合は、無理に吐かせてはならず、口から何も与えてはならない。
 ・直ちに医師の手当てを受ける。
- 応急処置をする者の保護 : ・応急措置をする者は、有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器等呼吸用保護具を着用する。
 医師に対する特別な注意事項 : ・症状に応じて処置すること。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : ・粉末、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂、大量の噴霧水
 使用してはならない消火剤 : ・棒状水
- 火災時の特有な危険有害性 : ・本製品は着火後爆発の危険性があるため、直ちに避難する。
 ・本製品は分子中に窒素を含有しているため、火災時に刺激性もしくは有害なガスを発生する可能性がある。
- 特有の消火の方法 : ・付近の着火源を絶ち、消火剤を使用して保護具を着用して風上から消火する。
- 消化を行う者の保護 : ・保護衣、状況によっては不浸透性手袋、呼吸保護具、保護眼鏡等。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 :
 ・付近の着火源となるものを取り除く。
 ・屋内の場合には、処理が終わるまで十分換気する。
 ・漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
 ・作業の際は有機ガス用防毒マスク、またはガス濃度が高い時は自給式空気呼吸器の保護具を着用し、並びに眼及び皮膚への保護具を着用して作業を行う。
 ・風上から作業し、風下の人を待避させる。
- 環境に対する注意事項 :
 ・安全を確認してから、流出防止の措置をとる。
 ・環境への放出を避けること。
 ・万一公共用水域等に流出した場合等、必要がある時は関係行政機関に連絡する。

封じ込め及び浄化の方法・機材：

- ・すべての着火源を取り除く。可燃物質を流出物から遠ざける。
- ・大量の漏出の場合、危険を伴わずに出来る場合には、物質の流れを止める。
- ・可能な場合は漏出物が広がるのを防止すること。プラスチックのシートで覆い、拡散を防止する。バーミキュライト、砂、土などの不燃性材料を用いて製品を吸収し、廃棄のため容器に収める。水路、下水道、地下または密閉された場所へ流入を防ぐ。
- ・少量の漏出の場合、布等の吸収材で拭き取る。残った汚染を除去する為に床をよく清掃すること。
- ・元の容器に回収して再使用することは絶対に避けること。

7. 取扱いおよび保管上の注意

「取扱い」

技術的対策

- ・取扱いは換気の良い場所で行い、状況によっては保護眼鏡、保護マスクを使用する。容器はその都度密栓すること。蒸気は空気と混合し、爆発性混合物を生成することがある。
- ・皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入ったりしないようにする。
- ・取扱い場所には、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・室内での取扱いは風上より作業する。
- ・火気厳禁。
- ・炎、火花、高温体との接近、その他点火源となる恐れのある機械等の使用厳禁。また、静電気対策として、液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置は必ずアースを取ること。

局所排気・全体換気：

- ・作業は通気の良い場所で行うか、局所排気装置を設置する。

安全取扱い注意事項：

- ・取扱いは換気の良い場所で行う。
- ・取扱い場所の近くに、緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
- ・直射日光に当てないようにする。
- ・ミスト又は蒸気を吸入しないこと。
- ・眼に入らないようにする。
- ・長時間の暴露を避けること。
- ・妊娠中または授乳中の女性は本製品を取り扱ってはならない。
- ・使用中は飲食や喫煙をせず、取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・環境への放出を避けること。排水路に流してはならない。

接触回避：

- ・『10.安定性及び反応性』を参照。

適切な衛生対策：

- ・休憩前や製品取扱い直後には手を洗う。適切な産業衛生および安全対策のもとに取り扱う。

「保管」

安全な保管条件

- ・容器は密栓し、通気の良い場所にて直射日光を避けて、火気厳禁で保管する。
- ・酸化剤ならびに酸化性の強い物質との保管を避ける。

安全な容器包装材料：

- ・弊社より出荷した包装容器を使用すること。

8. 暴露防止措置

「設備対策」

： 防爆仕様の装置、危機又は局所排気装置等、排気の為の装置を設置し、蒸気が滞留しないようにする。

： 取扱い場所の付近で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はアースを取る。

： 取扱い場所の近くに緊急用の洗眼設備およびシャワーを設ける。

「管理濃度」

： 50ppm (キシレン)

「許容濃度」	: 日本産業衛生学会 (2011年) 0.05mg/m ³ (メチレンビス (4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
	50ppm (エチルベンゼン)
	50ppm (キシレン)
	: ACGHI (2004年) TLV-TWA 0.005ppm (メチレンビス (4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
	20ppm (エチルベンゼン)
	100ppm (キシレン)
	TLV-STEL 150ppm (キシレン)

「保護具」

呼吸用保護具	: 必要に応じて有毒ガス用防毒マスク、陽圧自給式空気呼吸器(火災)を着用する。
手の保護具	: ゴム製等の不浸透性保護手袋(耐溶剤型)を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

物理状態	: 粘稠液体
色	: 無色～淡黄色
臭い	: データなし
pH	: データなし

物理的状態が変化する特定温度/温度範囲

融点/凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: データなし
引火点	: 25.5℃ (推定)
自然発火点	: データなし
爆発限界/可燃限界	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度 (空気 = 1)	: データなし
密度/相対密度	: 0.9 g/cm ³ (20℃)
溶解度	: データなし
分解温度	: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の貯蔵・取扱いの条件においては安定。
危険有害反応可能性	: 水と反応して炭酸ガスを発生する場合がある。 酸化剤と反応し、火災になることがある。
避けるべき条件	: 水、湿気、高温物体、火花、裸火、静電気火花
混融危険物質	: アミン、アルコール、水等の活性水素化合物、酸化剤、塩基等
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物

11. 有害性情報

急性毒性		
経口	:	LD50 > 2000mg/kg (計算値) LD 5001mg/kg(メチレンビス(4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
経皮	:	LD50 > 2000 mg/kg (計算値) LD 5001mg/kg(メチレンビス(4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
吸入(蒸気)	:	LC50 5060ppm (計算値)
吸入(粉じん/ミスト)	:	LC50 1.5mg/L(メチレンビス(4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
皮膚腐食/刺激性	:	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	:	区分2
呼吸感作性	:	区分1
皮膚感作性	:	区分1
発がん性	:	区分2
生殖毒性	:	区分1
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	:	区分1
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	:	区分1
※ウレタン樹脂、ポリイソシアネート化合物は、急性毒性の経口、経皮毒性値を∞とし、他項目は未知とした。		
※エチルベンゼン、キシレンのGHS 分類は、下記の政府公表結果を採用して評価した。 三省告示(厚生労働省、経済産業省、環境省GHS 関係省庁連絡会議:NITE HP)		
※メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートのGHS 分類は、下記の文献調査結果より区分した。 ウレタン原料工業会 モデルSDS (2010)		
※その他省略した項目は区分に該当しない/分類できない。		

12. 環境影響情報

生態毒性		
水生環境急性有害性	:	区分2
水生環境慢性有害性	:	区分3
※ウレタン樹脂、ポリイソシアネート化合物は、急性毒性の経口、経皮毒性値を∞とし、他項目は未知とした。		
※エチルベンゼン、キシレンのGHS 分類は、下記の政府公表結果を採用して評価した。 三省告示(厚生労働省、経済産業省、環境省GHS 関係省庁連絡会議:NITE HP)		
※メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートのGHS 分類は、下記の文献調査結果より区分した。 ウレタン原料工業会 モデルSDS (2010)		
※その他省略した項目は区分に該当しない/分類できない。		

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	廃棄物の処理においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。 一例としては、適当な吸収剤に吸収させ、少しずつ燃焼させる方法がある。 この場合、蒸気を吸収しないよう十分な注意、対策を行う。
大量廃棄物	:	外部の業者に委託する場合は、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
汚染容器・包装	:	内容物を完全に除去した後に都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
その他、廃棄物の処理および清掃に関する法規制の定めるところに従う。		

14. 輸送上の注意

〔国内規制〕

陸上規制情報 : 消防法の規定に従う。
 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。

〔国際規制〕

国連分類 : クラス 3 (引火性液体)
 国連番号 : 1866 (樹脂液)
 指針番号 : 128

〔輸送又は輸送手段に対する特別の安全対策〕

: 火気厳禁。
 : 眼に入れたり、蒸気を吸入しないこと。
 : 容器に漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷の無い様に積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。火気厳禁。大量の製品を車両によって運搬する場合、運送人に運送注意書を交付する。
 : その他、消防法、船舶安全法等の法令の定めるところによる。

15. 適用法規

消防法 : 危険物 第四類第二石油類非水溶性液体 (危険等級Ⅲ)
 労働安全衛生法 : 表示物質 (メチレンビス (4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
 表示物質 (エチルベンゼン)
 表示物質 (キシレン)
 通知対象物 (メチレンビス (4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
 通知対象物 (エチルベンゼン)
 通知対象物 (キシレン)
 第二種有機溶剤等 (キシレン)
 危険物・引火性のもの
 変異原性が認められた既存化学物質
 (メチレンビス (4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
 作業環境評価基準 (キシレン)
 化学物質管理促進法 : 第1種指定化学物質(メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート)
 第1種指定化学物質 (エチルベンゼン)
 第1種指定化学物質 (キシレン)
 化審法 : 優先評価化学物質(メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート)
 優先評価化学物質 (エチルベンゼン)
 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質 (メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート)
 有害大気汚染物質 (エチルベンゼン)
 有害大気汚染物質 (キシレン)
 揮発性有機化合物
 悪臭防止法 : 特定悪臭物質 (キシレン)
 水質汚濁防止法 : 指定物質 (キシレン)
 船舶安全法 : 引火性液体類
 航空法 : 引火性液体
 港則法 : 危険物・引火性液体類
 労働基準法 : 疾病化学物質 (メチレンビス (4,1-フェニレン) =ジイソシアネート)
 疾病化学物質 (キシレン)
 その他、地域の法規制の定めるところに従う。

16. その他の情報

[参考文献]

- 1) 国際化学物質安全性カード (ICSC)
- 2) 有機溶剤作業主任者テキスト
- 3) 製品安全データシート作成指針 (日本化学工業協会)
- 4) JIS Z 7250 (日本規格協会)
- 5) NITE によるGHS 分類結果

<記載内容の取り扱い>

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。